

平成19年8月30日

(照会先)

社会保険庁運営部医療保険課

課長補佐 高橋(内線 3593)

健康保険管理係長 今井(内線 3597)

電話(代表) 03-5253-1111

(直通) 03-3595-2797

## 政府管掌健康保険及び船員保険の新潟県中越沖地震 における一部負担金等の減免措置について

### 1 概要

政府管掌健康保険及び船員保険（以下「政管健保等」という。）において、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震により住宅に著しい被害を受けた被保険者又はその被扶養者（以下「加入者」という。）について、一部負担金等の減免措置を行う。

### 2 措置の内容

#### (1) 対象地域

新潟県柏崎市、長岡市、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村

#### (2) 対象者

(1) の地域に住所を有する政管健保等の加入者であって、居住していた住宅が、全壊、大規模半壊又は半壊となったもの。なお、全壊、大規模半壊又は半壊の取扱いは、各市町村が交付する罹災証明書により判定する。

#### (3) 対象期間

平成19年7月16日から平成19年12月31日まで

#### (4) 減免措置内容

減免措置については、(3) の期間における健康保険法第74条第1項又は船員保険法第28条ノ3の規定による一部負担金及び健康保険法第110条第1項又は船員保険法第31条ノ2第1項の規定に基づき被扶養者が自ら負担する費用（以下「一部負担金等」という。）について、次の区分による。

- ① 住宅の被害が全壊の場合 免除
- ② 住宅の被害が大規模半壊又は半壊の場合 1/2の減額

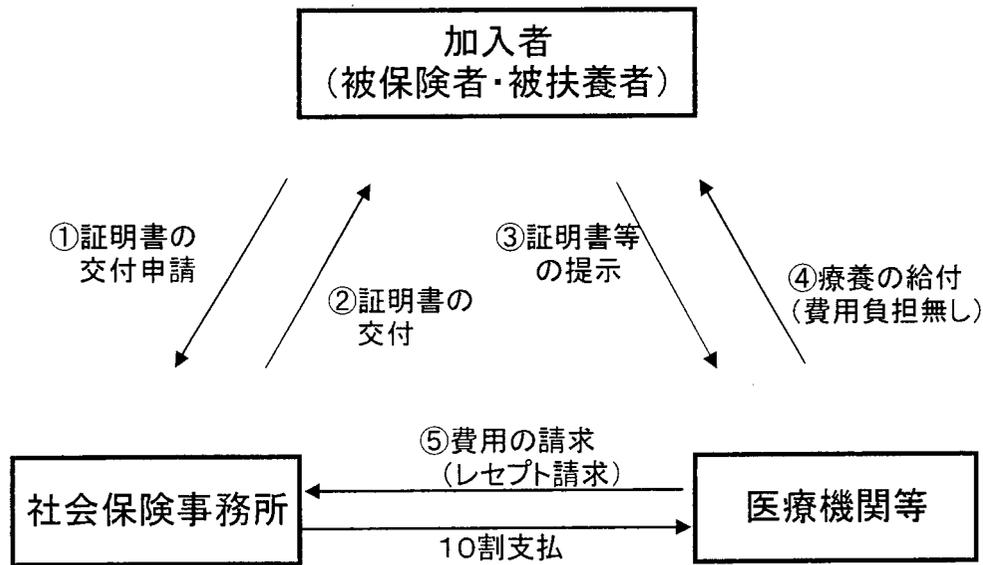
#### (5) 減免措置の申請方法

加入者からの罹災証明書等を添付した申請により、一部負担金等減免・免除証明書（以下「証明書」という。）を社会保険事務所から交付する。加入者等は、医療機関等に被保険者証及び証明書を提示することにより、一部負担金等の支払を免除又は1/2減額される。ただし、証明書の交付前に支払った一部負担金については、被保険者から還付請求書の提出を受けて、社会保険事務所から還付する（この場合、平成19年9月30日までに支払った費用に限ることとしているが、被災の状況等に応じて延長されることもあり得る。）。

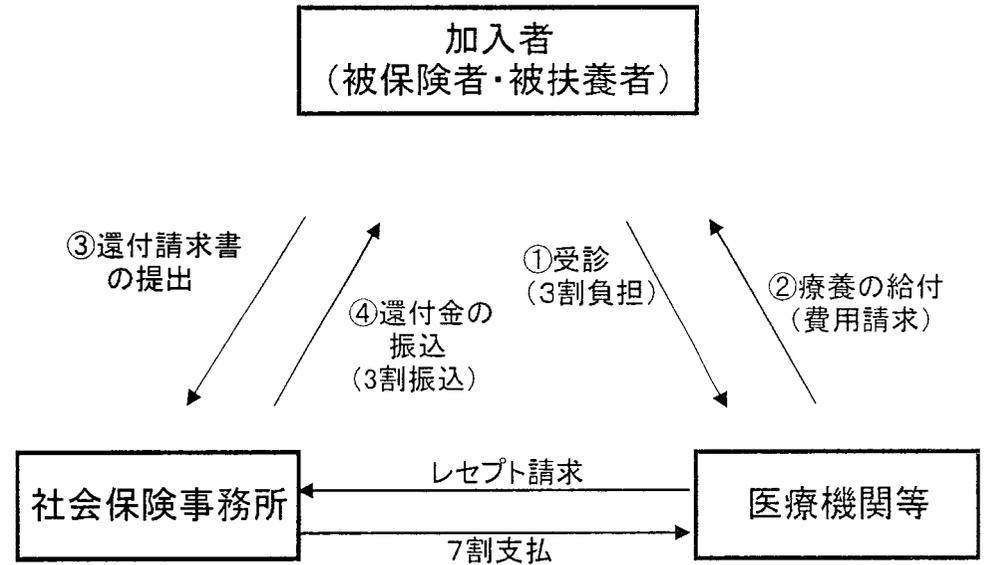
# 政管健保等の一部負担金等の減免措置について

## 現物給付による流れ

【免除の例】



## 還付請求による流れ



※加入者は、証明書及び還付請求書の社会保険事務所への申請時には、市町村長が交付する罹災証明書を合わせて提出する。

## 政管健保（医療分）の平成19～23年度に係る収支見通しについて

### 1. 政管健保の5年収支の確認・公表について

- 健康保険法第160条第2項においては、政管健保の一般保険料率は「おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」とされている。
- 加えて、同条第3項において「少なくとも2年ごと」に一般保険料率がおおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができることを「確認し、その結果を公表する」とされている。



現在の一般保険料率は平成15年4月から適用されており、今回は平成17～21年度の収支見通しを公表していることから、今回は平成19～23年度の5年間についての収支見通しを確認し、公表するものである。

### 2. 平成19～23年度の収支見通しについて

- 平成19年度予算の基礎係数等をベースに試算した5年収支の見通しは、別紙のとおり。
- 医療費等の試算の前提については、平成18年5月に公表された「社会保障の給付と負担の見通し」と同様の前提としている。
- 賃金の伸びについては、「日本経済の進路と戦略 参考試算」（平成19年1月18日経済財政諮問会議への内閣府提出資料）の計数を参考として算出した4つのケースを前提として試算している。

### 3. 5年の収支見通しの評価について

- 今回の試算によれば、平成20年度までの間は、財政が均衡することが見込まれるが、平成21年度以降については、今後の経済状況等によって収支が異なってくるものの、引き続き楽観できない状況にある。
- なお、平成20年10月に政管健保は全国健康保険協会に移管することとされており、その円滑な移管のため、今後の経済状況や医療費の動向、診療報酬改定や医療制度改革の影響等による変動の状況を考慮し、平成20年度の保険料率について、改めて検討することが必要と考えられる。

※ 健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第11条（平成19年4月1日施行）の規定により、平成20年度の保険料率については、全国健康保険協会が積み立てなければならない準備金の積立に要する費用の予定額等も考慮したうえで、平成20年度末までの間において財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされている。

(参考)

健康保険法 (抄)

第一百六十条 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、千分の八十二とする。

- 2 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、保険給付、老人保健拠出金及び退職者給付拠出金に要する費用の予想額、保健事業及び福祉事業に要する費用（社会保険庁長官が必要があると認めるときは、厚生保険特別会計の健康勘定に置かれる事業運営安定資金への繰入金に充てる費用を含む。）の予定額並びに第一百七十三条の規定による拠出金、国庫補助及び当該事業運営安定資金の予定運用収入の額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
- 3 社会保険庁長官は、少なくとも二年ごとに、第一項の一般保険料率（第七項の規定によりその一般保険料率が変更された場合においては、変更後の一般保険料率。次項において同じ。）が前項の基準に適合していることを確認し、その結果を公表するものとする。
- 4 社会保険庁長官は、第一項の一般保険料率が第二項の基準に適合しないことが明らかになったときは、厚生労働大臣に対し、第一項の一般保険料率の変更について申出をすることができる。
- 5 前項の申出であって一般保険料率の引上げに係るものは、保険給付の内容の改善又は診療報酬の改定を伴う場合に限り、することができる。
- 6 前項に規定する場合のほか、老人保健拠出金若しくは退職者給付拠出金の増加に伴いその納付に必要な場合又は一般保険料額の総額の減少を補う必要がある場合においては、第四項の申出をすることができる。
- 7 厚生労働大臣は、第四項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、社会保障審議会の議を経て、千分の六十六から千分の九十一までの範囲内において、第一項の一般保険料率（この項の規定によりその一般保険料率が変更された場合においては、変更後の一般保険料率）を変更することができる。
- 8 政府は、厚生労働大臣が前項の規定により一般保険料率を変更したときは、速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。
- 9～11 (略)

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号） ～抄～

附則第十一条 平成二十年四月一日以降における政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率について第四条の規定による改正前の健康保険法（以下「平成二十年十月改正前健保法」という。）第六十条の規定を適用する場合には、同条第二項中「予定額」とあるのは「予定額、健康保険事業の事務の執行に要する費用の予定額、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第四条の規定による改正後の健康保険法第六十条の二に規定する準備金の積立てに要する費用の予定額」と、「国庫補助」とあるのは「国庫負担、国庫補助」と、「おおむね五年を通じ」とあるのは「平成二十一年三月三十一日までの間」とするほか、同条第五項及び第六項の規定は、適用しない。（平成19年4月1日施行）

## 政管健保（医療分）の収支見通し

賃金の伸び： ケース I（20年度3.0%、21年度3.5%、22年度3.8%、23年度4.1%）

保険料率

82 %

（単位：億円）

区 分		平成19年度 (予算)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳 入	保険料収入（医療分）	62,500	63,200	65,100	67,500	70,100
	国庫負担（医療分）	8,100	9,100	9,300	9,600	9,800
	その他	200	200	200	200	200
	計	70,800	72,500	74,600	77,200	80,200
歳 出	保険給付費	42,600	43,400	44,200	45,200	46,200
	前期高齢者納付金	・	9,600	10,900	11,000	11,100
	後期高齢者支援金	・	12,500	14,400	15,100	16,000
	老人保健拠出金	18,000	2,500	・	・	・
	退職拠出金	11,000	4,000	2,900	3,300	3,500
	その他	1,000	1,500	1,600	1,700	1,800
	計	72,600	73,500	74,000	76,300	78,600
収支差		▲ 1,800	▲ 1,000	600	900	1,500
事業運営安定資金 (▲累積赤字)		3,200	2,200	2,800	3,700	5,200

- (注) 1. 平成19年度予算をベースとした政管健保（医療分）の収支見通しである。
2. 賃金の伸びは、「日本経済の進路と戦略 参考試算」（平成19年1月18日経済財政諮問会議への内閣府提出資料）の「新成長経済移行シナリオ（歳出削減ケースA）」の計数を参考として算出したものである。
3. 公法人化に伴う経費や準備金の積立については考慮していない。
4. この試算においては、予備費は計上していない。
5. 今後の医療費の動向などにより、変わり得るものである。

## 政管健保（医療分）の収支見通し

賃金の伸び： ケースⅡ（20年度2.4%、21年度2.3%、22年度2.2%、23年度2.2%）

保険料率

82%

（単位：億円）

区 分		平成19年度 (予算)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳 入	保険料収入（医療分）	62,500	62,800	64,000	65,300	66,600
	国庫負担（医療分）	8,100	9,100	9,300	9,600	9,800
	その他	200	200	200	200	200
	計	70,800	72,200	73,500	75,000	76,600
歳 出	保険給付費	42,600	43,400	44,200	45,200	46,200
	前期高齢者納付金	-	9,600	10,900	11,000	11,100
	後期高齢者支援金	-	12,500	14,400	15,100	16,000
	老人保健拠出金	18,000	2,500	-	-	-
	退職拠出金	11,000	4,000	2,900	3,300	3,500
	その他	1,000	1,500	1,600	1,700	1,800
	計	72,600	73,500	74,000	76,300	78,600
収支差		▲ 1,800	▲ 1,300	▲ 600	▲ 1,300	▲ 2,000
事業運営安定資金 (▲累積赤字)		3,200	1,900	1,300	0	▲ 2,000

- (注) 1. 平成19年度予算をベースとした政管健保（医療分）の収支見通しである。  
 2. 賃金の伸びは、「日本経済の進路と戦略 参考試算」（平成19年1月18日経済財政諮問会議への内閣府提出資料）の「成長制約シナリオ（歳出削減ケースA）」の計数を参考として算出したものである。  
 3. 公法人化に伴う経費や準備金の積立については考慮していない。  
 4. この試算においては、予備費は計上していない。  
 5. 今後の医療費の動向などにより、変わり得るものである。

## 政管健保（医療分）の収支見通し

賃金の伸び： ケースⅢ（20年度1.8%、21年度2.1%、22年度2.3%、23年度2.5%）  
（ケースⅠ×0.6）

保険料率 82 %

（単位：億円）

区 分		平成19年度 (予算)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳 入	保険料収入（医療分）	62,500	62,400	63,400	64,700	66,200
	国庫負担（医療分）	8,100	9,100	9,300	9,600	9,800
	その他	200	200	200	200	200
	計	70,800	71,700	72,900	74,500	76,300
歳 出	保険給付費	42,600	43,400	44,200	45,200	46,200
	前期高齢者納付金	・	9,600	10,900	11,000	11,100
	後期高齢者支援金	・	12,500	14,400	15,100	16,000
	老人保健拠出金	18,000	2,500	・	・	・
	退職拠出金	11,000	4,000	2,900	3,300	3,500
	その他	1,000	1,500	1,600	1,700	1,800
	計	72,600	73,500	74,000	76,300	78,600
収支差		▲ 1,800	▲ 1,800	▲ 1,100	▲ 1,800	▲ 2,300
事業運営安定資金 (▲累積赤字)		3,200	1,400	300	▲ 1,500	▲ 3,800

- (注) 1. 平成19年度予算をベースとした政管健保（医療分）の収支見通しである。
2. 賃金の伸びは、「日本経済の進路と戦略 参考試算」（平成19年1月18日経済財政諮問会議への内閣府提出資料）の「新成長経済移行シナリオ（歳出削減ケースA）」の計数を参考に、近年において政管健保の平均標準報酬月額伸び幅が毎月勤労統計調査の賃金の伸び幅の6割程度であることを考慮し算出したものである。
3. 公法人化に伴う経費や準備金の積立については考慮していない。
4. この試算においては、予備費は計上していない。
5. 今後の医療費の動向などにより、変わり得るものである。

## 政管健保（医療分）の収支見通し

賃金の伸び： ケースⅣ（20年度1.4%、21年度1.4%、22年度1.3%、23年度1.3%）  
（ケースⅡ×0.6）

保険料率

82 ‰

（単位：億円）

区 分		平成19年度 (予算)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳 入	保険料収入（医療分）	62,500	62,200	62,700	63,500	64,200
	国庫負担（医療分）	8,100	9,100	9,300	9,600	9,800
	その他	200	200	200	200	200
	計	70,800	71,500	72,300	73,200	74,200
歳 出	保険給付費	42,600	43,400	44,200	45,200	46,200
	前期高齢者納付金	・	9,600	10,900	11,000	11,100
	後期高齢者支援金	・	12,500	14,400	15,100	16,000
	老人保健拠出金	18,000	2,500	・	・	・
	退職拠出金	11,000	4,000	2,900	3,300	3,500
	その他	1,000	1,500	1,600	1,700	1,800
	計	72,600	73,500	74,000	76,300	78,600
収支差		▲ 1,800	▲ 2,000	▲ 1,800	▲ 3,100	▲ 4,400
事業運営安定資金 (▲累積赤字)		3,200	1,200	▲ 600	▲ 3,700	▲ 8,100

- (注) 1. 平成19年度予算をベースとした政管健保（医療分）の収支見通しである。
2. 賃金の伸びは、「日本経済の進路と戦略 参考試算」（平成19年1月18日経済財政諮問会議への内閣府提出資料）の「成長制約シナリオ（歳出削減ケースA）」の計数を参考に、近年において政管健保の平均標準報酬月額伸び幅が毎月勤労統計調査の賃金の伸び幅の6割程度であることを考慮し算出したものである。
3. 公法人化に伴う経費や準備金の積立については考慮していない。
4. この試算においては、予備費は計上していない。
5. 今後の医療費の動向などにより、変わり得るものである。

## 政府管掌健康保険の単年度収支決算（医療分）の推移

（単位：億円）

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
収 入	保 険 料 収 入	59,969	60,524	59,294	58,851	58,214	56,636	60,167	60,221	60,667	61,455
	国 庫 補 助	9,028	8,980	9,597	8,878	9,057	9,091	8,321	7,942	7,963	7,940
	そ の 他	260	301	200	170	173	181	206	163	133	170
	計	69,257	69,805	69,091	67,899	67,444	65,909	68,695	68,326	68,764	69,565
支 出	保 険 給 付 費	45,755	43,187	42,584	42,290	42,524	41,008	38,534	38,956	40,501	40,759
	医 療 給 付 費	40,786	37,892	37,432	37,221	37,634	36,331	33,625	33,754	35,173	35,282
	現 金 給 付 費	4,969	5,295	5,152	5,069	4,890	4,677	4,909	5,203	5,328	5,477
	老 人 保 健 拠 出 金	18,897	20,769	23,372	20,568	21,836	23,288	21,579	18,993	17,900	17,199
	退 職 者 給 付 拠 出 金	3,948	4,215	4,754	5,086	5,816	6,539	6,693	6,888	7,951	9,306
	そ の 他	1,607	1,600	1,544	1,524	1,499	1,242	1,185	1,084	993	1,023
	計	70,207	69,771	72,254	69,468	71,675	72,077	67,991	65,921	67,345	68,287
単 年 度 収 支 差	▲ 950	〈▲35〉 34	▲ 3,163	▲ 1,569	▲ 4,231	▲ 6,169	704	2,405	1,419	1,278	
国庫補助繰延又はその返済	1,413	0	4,183	0	2,885	—	—	—	—	—	
事業運営安定資金残高	6,857	6,932	8,039	6,701	5,526	▲ 649	▲ 174	2,164	3,695	4,974	

（注1）平成17年度までは決算、平成18年度は18年12月20日時点における見込み。

（注2）〈 〉内は、健康保険組合の解散に伴う承継財産を除外した場合の計数。

（注3）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。